

利益計算の基点としての純利益概念

吉 田 武 史

利益計算の基点としての純利益概念

吉 田 武 史

目 次

はじめに

1. 歴史的な観点による純利益の基点性
2. 現金実財高, 純利益および包括利益の構成要素
3. 純利益からみた会計発生高とその他の包括利益の機能
4. 各利益概念の関係性と純利益の機能

おわりに

はじめに

近年、特に財務会計の領域において、ドラスティックな変革が進んでいる。この変革は、わが国においては、1990年代後半から開始された「会計ビッグバン」から始まったといつてよい。また、「会計ビッグバン」がいったん終結した後においても、財務会計の領域においては、変革が終わることなく、継続している。

「会計ビッグバン」前後において、特にドラスティックな変革が行われた金融商品の会計処理について焦点を充てると、(1) 従来の取引概念であった受渡時点での認識から契約締結時点での認識といった会計における認識の拡張、(2) 従来の取得原価評価から時価ないしは公正価値評価への測定属性の変化あるいは(3) このような測定属性の変化により生ずる評価差額の出現とこれによる純利益概念から包括利益概念への利益概念の拡張がその特徴としてあげられる。

これらの認識の拡張、測定属性の変化あるいは利益概念の拡張の根底には、収益費用アプローチ (Revenue and Expensive View) から資産負債アプローチ (Asset and Liability View) への会計上のパラダイム転換があるともいわれる。

このようなパラダイム転換によって、利益概念は、純利益から包括利益へと拡張され、その他の包括利益といった概念を生み出すこととなった¹⁾。包括利益は、一般的に、資産と負債の差額たる純資産の1会計期間の資本取引を除いた変動額であると定義される。包括利益は、純利益とその他の包括利益に分類される。このうち、純利益は、包括利益計算書あるいは損益計算書に示され、包括利益とその他の包括利益は、包括利益計算書あるいは株主持分変動計算書に示される。

このような利益概念の拡張は、企業の事業活動の業績指標を純利益と包括利益の2つに分化させている。さらに、利益概念の拡張によるその2つの分化は、純利益と包括利益のいずれが事業活動の業績指標となるべきかという問題を生じさせている²⁾。

そこで、本稿では、純利益と包括利益のいずれが企業の事業活動の業績指標の基点となるかについて考察する。

具体的には、まず第1に、現金主義会計において計算される利益たる現金実在高、伝統的な発生主義会計において計算される利益概念たる純利益および現在の発生主義会計において計算される利益概念たる包括利益について、歴史的にみた場合のそれぞれの位置づけ

について検討する。第2に、現金実在高、純利益および包括利益の構成要素とその構成要素が純利益に対して果たしている機能ないしは役割を明らかにする。最後に、それぞれの利益概念とそれらの構成要素の関係性を明らかにした上で、純利益の機能を明らかにし、企業の事業活動の業績指標として、純利益がその中心となるべきことを明らかにする。

1. 歴史的な観点による純利益の基点性

収益と費用の認識は、一般的に、現金主義会計の枠組みによってなされる場合と発生主義会計の枠組みによってなされる場合との2通りが存在していると考えられている。

現金主義会計は、収益を現金の収入時に計上し、費用を現金の支出時に計上することで、収益から費用を差し引いた残高である現金実在高を利益とするものである。他方、発生主義会計は、収益を経済的価値の増加にもとづいて計上し、費用を経済的価値の減少にもとづいて計上することで、利益を経済的価値の増減とするものである。伝統的な発生主義会計は、収益を実現主義にもとづいて計上し、費用を発生主義にもとづいて計上することによって、利益が計算されてきた。この利益は、伝統的に、純利益 (net income) とよばれてきた。

近年においては、収益について、実現主義にもとづかず、たとえ実現の前であっても積極的に収益を計上するという考え方が取り入れられ、それを純利益とは区別するために、その他の包括利益 (other comprehensive income) という概念が導入されている。さらに、純利益にその他の包括利益を加えて計算される利益を包括利益 (comprehensive income) とよんでいる。

収益と費用の認識の範囲という点からみても、最もその範囲が狭いものは、現金主義会計とみることができる。これは、厳密な意味で、収益が現金収入時のみに、費用が現金支出時のみに計上され、それぞれの認識に関し、見積りや主観的な判断が介入する余地がない。さらに、その金額の測定という点に関しても、実際の現金の収支にもとづくことから、見積りや判断の介入の余地はない。

伝統的な発生主義会計では、実現をどの時点 (契約時、出荷時、引渡時あるいは検収時など) で計上するかあるいは発生 (減価償却や引当金の計上などに) に関して、見積りや主観的な判断が介入する。また、純利

益自体に、実現（財・用役の引渡と現金等価物の取得）の要件が備わっていることから、利益に分配可能性が備わっていると考えることができるけれども、利益自体がどのような資産の形態で企業内に存在しているかは、現実には確かめることはできない。

最も拡張された収益と費用の認識は、包括利益を求めるものである。特に、その他の包括利益には、時価や割引現在価値（以下「公正価値 (fair value)」という）測定にもとづいた項目が計上されることから、その認識時点については、公正価値の変動が生じた時点という目安があるものの、その金額測定については、見積りや主観的判断が伴うものとなる。さらに、いったんその他の包括利益として計上された項目について、その後、反対の公正価値の変動が生じた場合には、以前に計上されたその他の包括利益が取り消されることもありうる。

以上の検討から、収益および費用の認識や測定の範囲と利益概念を整理すれば、〔図表1〕のとおりとなる。

〔図表1〕においては、利益概念ないしはその礎となる収益や費用の認識が拡張していることを表しているが、これは、利益概念や収益あるいは費用の認識または測定が歴史的に拡張してきたことを示しているわけではない。歴史的には、複式簿記が成立したとされる13世紀～14世紀において、複式簿記は、そもそも債権や債務を記録することを目的として生み出されたものであることを考えるならば、複式簿記の成立当初か

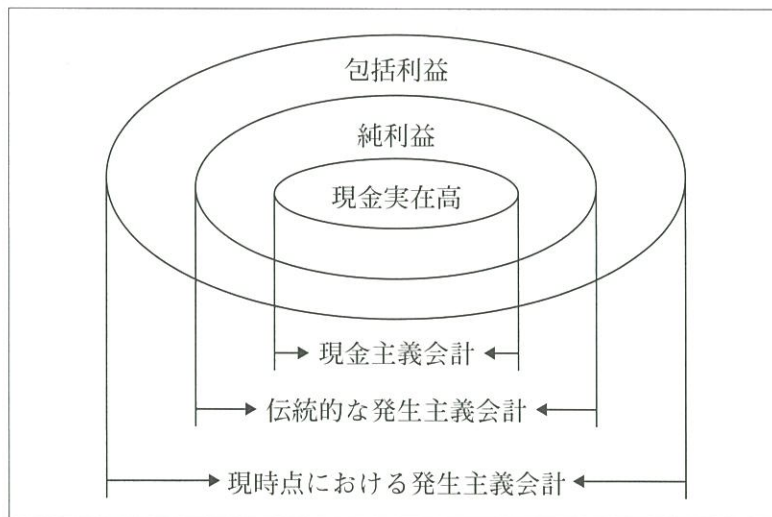
ら発生主義による会計が行われていた（渡邊〔2005〕29頁）と考えることができる。

また、歴史的な視点から考察した場合には、複式簿記の成立当初には、発生主義会計の考え方にもとづいて行われていたものが、その後、利益の実在性が問題とされるようになり、獲得した利益が企業内に具体的にどのような形態で実在するかということを示すために、現金実財高が考えられるようになったとされる（渡邊〔2008〕188～189頁）³。つまり、そこでは、純利益の実在性を示すために、現金実財高が強く求められるようになり、発生主義会計から現金主義会計に派生したといえよう。

これに対して、伝統的な発生主義会計および純利益という利益概念から現時点における発生主義会計および包括利益という利益概念への拡張は、歴史的な展開とも対応している。会計の機能の1つである情報提供機能を強化し、投資意思決定の有用性を高めるという目的のもと、資産あるいは負債を公正価値評価した結果として生ずる評価差額をフロー項目として収容するために、その他の包括利益が生み出され、新たな利益概念として、純利益が包括利益まで拡張されるに至った。

その他の包括利益を含んだ包括利益は、現金主義会計により計算される現金実財高や伝統的な発生主義会計により計上される純利益のように、現金の収入や支出の確定性を持ち得ないと考えることができるが、企

〔図表1〕 収益・費用の認識・測定の範囲と利益概念の位置づけ



出所) 筆者作成

〔図表2〕 歴史的な視点による利益概念の2つの方向性



出所) 筆者作成

業の富を表しうるとされており、投資者の観点からの利益に焦点を充てているとされる (Newberry [2003] p.328)⁴。このような富の実在性は、純利益にその他の包括利益を加えたものが包括利益であることを前提とした場合、分配可能性のある利益と資産と負債の評価差額から構成されていると考えることができ、利益の具体的な実在形態は問われてはいない。

このように、歴史的な視点から利益概念の展開をみた場合には、第1に、純利益からその厳密な意味での実在性を表す現金主義会計による現金実在高の計算へ向かう展開と、第2に、純利益の計算では開示することのできなかった資産あるいは負債の公正価値測定に伴う包括利益の計算へ向かう情報の拡張との2つの方向性があると考えることができよう。このことを示せば、〔図表2〕のとおりとなる。

〔図表2〕において重要な点は、純利益から現金実在高を求める過程においても、純利益から包括利益を求める過程においても、その基点ないしは原点となるのは、純利益概念ということである。したがって、純利益から展開される2つの方向性について、それらの方向性に含まれる諸要素について検討がなされる必要がある。その諸要素は、純利益から現金実在高へ向かうプロセスにおいては、非資金損益項目あるいは会計発生高 (accruals) とよばれ、純利益から包括利益へ向かうプロセスにおいては、その他の包括利益が該当する。以下では、純利益から展開されるこれら2つの利益の構成要素について検討する。

2. 現金実財高、純利益および包括利益の構成要素

これまでの議論のとおり、利益概念は、歴史的には、

純利益から利益の具体的実在性としての現金実在高を確認するプロセスへの展開と純利益から富への転換としての包括利益への拡張へ向かう展開という2つの方向性へと分岐されるものであった。

ここでは、会計上の認識および測定の基点として、純利益が前提とされていた。さらに、純利益概念から2つの利益概念に向かうプロセスには、現金実在高へ向かう非資金損益項目あるいは会計発生高があり、包括利益へ向かうその他の包括利益が存在している。ここでは、まず、現金実在高から純利益を通じ、包括利益を計算するプロセスに含まれる構成要素について検討する。

1) 現金実在高から包括利益を計算する調整表の検討

現金実在高から非資金損益項目あるいは会計発生高を考慮し、純利益を示した上で、その他の包括利益を加味して包括利益が示されるモデルとして、IASB [2008] がある。IASB [2008] para.4.19.企業会計基準委員会訳 [2008] 79頁では、財務諸表の注記事項として、キャッシュ・フローを包括利益へと調整する表の開示を求めている。その調整は、以下のとおりに行われる。

- (1) 所有主との取引以外の収入または支出
- (2) 再測定以外の規則的配分を含んだ発生計上項目
- (3) 再測定のうち、経常的な公正価値の変動あるいは評価額の修正
- (4) 再測定のうち、上記(3)以外のもの

これらの(1)~(4)について、これまでの議論に当てはめると、(1)は、現金主義会計において求められる現金実在高が該当し、(1)と(2)は、伝統的な発生主義会計において求められる純利益が該当し、(1)

～(4) は、現時点における発生主義会計において求められる包括利益が該当し、それぞれが同様の性質を有していると考えることができる。また、IASB〔2008〕para.4.31.、企業会計基準委員会訳〔2008〕82頁では、(1)については、現金の変動純額として定義され、企業が純粋な現金主義会計にしたがった場合に表示することとなる損益たる現金構成要素(cash component)としている。(2)～(4)については、包括利益と現金構成要素の差異とされる発生計上構成要素(accrual component)としている。発生計上構成要素は、公正価値測定のようなある事象や状況から生じる資産あるいは負債および現金以外の資産の変動と同じく、第三者との取引によって生じる営業上の資産あるいは負債の変動が含まれるとされる(IASB〔2008〕para.4.31.、企業会計基準委員会訳〔2008〕82頁)。

したがって、これら2つの構成要素のみにもとづくならば、現金主義会計と発生主義会計に2分類しているのみであり、発生主義会計において算定される2つの利益である純利益と包括利益とを積極的に分類してはいない。さらに、現金構成要素については、現金の純変動額という現金自体のストックとフローの両者の変動を説明することが可能となっている。

他方、発生計上構成要素については、第三者との取引や公正価値による資産あるいは負債の変動として包括利益がとらえられていることから、フローの側面ではなく、ストックの側面での利益が算定されることとなる。つまり、IASB〔2008〕では、利益が資産あるいは負債の変動というストックの側面からとらえられるものとして位置づけられている。なお、上述の調整表を図示すれば、〔図表3〕のとおりとなる。

〔図表3〕におけるAのキャッシュ・フローは、現

金の収支によって認識および測定される部分であり、現金主義会計における現金実在高が示される。Bの発生計上構成要素は、以下の3つの項目から構成される。

それは、第1に、棚卸資産の購入あるいは生産、受取債権あるいは支払債務の発生あるいは減少である。第2に、減価償却、償却および増価または減耗といった規則的配分である。第3に、長期性資産の購入または処分による資産あるいは負債に関する他のすべての変動のうち、再測定以外のものである(IASB〔2008〕para.4.45.、企業会計基準委員会訳〔2008〕88頁)。

このAとBに再測定項目を加減算することによって包括利益が算定されることとなるが、再測定項目についても2つに分類されている。それは、第1に、金融商品の公正価値の変動あるいは有形固定資産の再評価損益である公正価値あるいは現在価値への再測定の影響額である。第2に、のれんや棚卸資産の減損、外貨換算調整勘定および売却目的で保有される資産の損益を含んだ再測定において生ずるその他のすべての変動額から構成されるものである(IASB〔2008〕para.4.45.、企業会計基準委員会訳〔2008〕88～89頁)。ここから明らかになることは、純利益から包括利益を算定する際に生ずる再測定は、毎期末に再測定される資産あるいは負債の評価差額とそれ以外の再測定により生ずる評価差額とに分類されていることである。

また、わが国においては、取得原価主義の枠内で行われる臨時的な帳簿価額の切り下げとして理解され、この理解のために、純利益を算定する要素として再測定以外に分類されることとなると考えられるのれんあるいは棚卸資産の減損が、再測定の枠組み、したがって、その他の包括利益に含まれる可能性があることを示唆している。

〔図表3〕 現金実在高から包括利益までの調整表

所有者との取引を除く資産あるいは負債の変動						
再測定以外			再測定			
現金構成要素		発生計上構成要素				
A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロー計算書の表題	キャッシュ・フロー	発生計上項目、配分およびその他	経常的な公正価値の変動と評価額修正	その他すべての再測定	包括利益	包括利益計算書の表題

出所) IASB〔2008〕para.4.45.、企業会計基準委員会訳〔2008〕88頁

以上より、この調整表は、現金実在高の計算からBを加味して純利益が算定され、再測定項目たるCとDを加減算した上で、包括利益が算定されるという構造となっている。

また、この調整表において、Cは、間接法のキャッシュ・フロー計算書を作成する場合に、非資金損益項目といわれるものに該当し、Dと一部を除いたEは、包括利益計算書を作成する場合、その他の包括利益項目といわれるものに該当する。

したがって、純利益をキャッシュ・フローと包括利益の緩衝材とらえるならば、純利益から非資金損益項目を加味したキャッシュ・フローへの計算と純利益からその他の包括利益を加減算した包括利益への計算と2つの異なる計算の流れを想定することができよう。

上述のようなプロセスによって、現金実在高から包括利益までの利益計算が示されるものが、この調整表であるが、これはキャッシュ・フローの計算から始まり、最終的に包括利益を求める一連の流れを計算するだけのものではないと考える。調整表がキャッシュ・フローから包括利益に至る流れを計算するためだけのものでは、再測定以外の発生計上構成要素と再測定に該当する発生計上構成要素を分けて計算する必要はないためである。この調整表に、暗に示されている意味は、再測定以外の発生計上構成要素を区分して示すということから、純利益を求めるプロセスが重視されているという点である⁵。

つまり、純利益を1つの緩衝材としてとらえた上で、それがキャッシュ・フローと包括利益を結びつけていると考えることができる。このように考えるならば、この調整表からも、純利益が重要な意味をもつ業績指標となっているとみることができよう。

そこで、以下では、再測定以外の項目に含まれる現金構成要素と再測定以外の発生計上構成要素、すなわち、キャッシュ・フロー（ないしは現金主義会計）と再測定以外の規則的配分を含んだ発生計上項目（ないしは伝統的な発生主義会計）の親和性を検討する。

この検討によって、利益計算の中心が純利益概念であることが明らかとなる。

2) キャッシュ・フロー計算と純利益計算の親和性

現金主義会計によって求められる利益である現金実在高と伝統的な発生主義会計によって求められる利益である純利益は、まず第1に、利益計算がインプットとアウトプットの2つの要素の差引により計算される

点で親和性がある。

現金主義会計においては、利益を生み出すための現金の支出というアウトプットと利益を生み出した結果としての現金の収入というインプットとの差引計算によって利益が計算される。伝統的な発生主義会計においては、収益というアウトプットと費用というインプットの差引計算によって利益が計算される。このことから、両者はともに、フローの差引計算という特徴を有している⁶。

第2に、伝統的な発生主義会計によって計算される純利益は、現金収支をそのアンカーとしており（辻山〔2013〕175頁）、その結果計算される利益に現金の裏付けが存在することである⁷。収益は、過去、現在あるいは将来の収入額にもとづいて計上され、費用についても、過去、現在あるいは将来の支出額にもとづいて計上されることから、純利益には現金の裏付けが存在している。

現金の収入額あるいは支出額を基礎として、純利益が計算される理由は、第1に、事業活動の目的がより多いキャッシュの獲得にあるためである（Bezold〔2009〕p.9）。第2に、キャッシュ・フローは、作り話ではなく、事実であり、利益の実現性を検証する鍵となることにある（Bezold〔2009〕p.10）。第3に、収支の計算は、かかった支出を自前の収入で賄うということが現実的な感覚における企業行動（福井〔2008〕253頁）であり、支出額を超えて回収される収入の超過額こそが利益であるといえるためである。これを敷衍すれば、支出額は事業への投資額であり、それを超えて回収された余剰、つまり投下資本の回収余剰計算の側面からも、収支額が利益計算の基礎となることに合理性がある。

このように、伝統的な発生主義会計における投下資本の回収余剰計算の側面からみた場合にも、現金実在高の計算と純利益の計算には親和性が存在する。

以上の点から、現金実在高の計算と純利益の計算には親和性が存在し、現金収支ないしはキャッシュ・フローを基礎とする純利益の計算が利益計算の中心となりうると考えることができよう⁸。

以下では、上述の点を踏まえつつ、非資金損益項目ないしは会計発生高とその他の包括利益が純利益との関係において果たしている役割あるいは機能を検討する。

3. 純利益からみた会計発生高とその他の包括利益の機能

1) 非資金損益項目ないしは会計発生高が純利益との関係において果たしている役割

わが国の間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成において、非資金損益項目とよばれるものは、実証分析の領域において会計発生高とよばれるものに該当する。会計発生高に着目し、実証分析を行った嚆矢はHealy〔1985〕とされる。ここでは、Healy〔1985〕に依拠⁹し、純利益から現金実在高を算定するための非資金損益項目たる会計発生高が純利益との関係において果たしている役割あるいは機能を検討する。

Healy〔1985〕p.86によれば、会計発生高 (accruals) は、報告される稼得利益 (earnings)¹⁰と営業活動によるキャッシュ・フローの差異として定義される。会計上の稼得利益は、(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー、(2) 非裁量的発生高および(3) 裁量的発生高の3つに分解されるとしている (Healy〔1985〕p.89)。

(1) の営業活動によるキャッシュ・フローは、営業活動のみに限定されてはいるが、これまで検討したとおり、現金の収入と支出に関するものである。

(2) の非裁量的発生高は、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) あるいは米国証券取引委員会 (Securities Exchange Commission : SEC) などの会計基準設定主体により要求される企業のキャッシュ・フローに対する会計上の調整であるとされる。それは、具体的に、①組織的な方法による長期性資産の減価償却の諸方法、②低価基準を用いた棚卸資産の評価や③支払リース料の現在価値によるファイナンス・リースの債務の評価があるとされる (Healy〔1985〕p.89)。

(3) の裁量的発生高は、経営者によって選択されるキャッシュ・フローの調整であるとされ、具体的には、①長期性資産の減価償却方法の選択、②年度末における棚卸資産の払出の加速あるいは遅延および③販売した商品の原価と棚卸資産への工場の固定間接費の配分があげられている (Healy〔1985〕p.89)。このことは、裁量的発生高には、1 会計期間中の稼得利益を経営者が移転することを可能にさせる特徴もっているといえる。さらに、裁量的発生高には、経営者の判断が必然的に介入せざるをえないということの意味している。

これらのことから、純利益と会計発生高との関係は、以下の特徴を有していると考えることができる。それは、第1に、発生主義会計は、現金主義会計に比べて、損益の精緻化 (若杉〔1986〕1頁) という役立ちを有

しており、その精緻化にあつては、必然的に経営者の判断にもとづく裁量が介在する。したがって、損益がどのように精緻化されたのかという原因を示すことが重要となり、その精緻化の原因あるいは精緻化の過程が会計発生高によって明らかにされることとなる。したがって、〔図表3〕におけるCは、損益の精緻化と精緻化の原因ないしは過程を明らかにするといった機能が存在していると考えられる¹¹。

つまり、非資金損益項目ないしは会計発生高が純利益との関係において果たしている役割は、損益の精緻化の原因やその過程を明らかにすることにあるといえる。

2) その他の包括利益が純利益との関係において果たしている役割

〔図表3〕におけるDとEは、上述したとおり、その他の包括利益に該当する項目である。その他の包括利益は、包括利益のうち純利益に属さないものであると考えられているが、純利益とともに明確な定義づけやその性質が明らかにされていない現状がある (Nobes and Robert〔2010〕p.225)。

そこで、以下では、Lees and Shane〔2012〕¹²に依拠し、その他の包括利益が純利益との関係においてどのような役割を果たし、かついかなる機能を有しているのかを検討する。

Lees and Shane〔2012〕p.795において、純利益とその他の包括利益を分類する指標に関し、主として、以下の4つを示し、それぞれの問題点を検討している。

- (1) 持続性の程度
- (2) 事業の核として生じたか否か
- (3) 経営者による合理的な統制が可能か否か
- (4) 資産あるいは負債の再測定から生じたか否か

(1) の持続性の程度によって、純利益とその他の包括利益を分類する場合においては、持続性が高いものを純利益に、それ以外のものをその他の包括利益に分類することとなる。持続性については、まず、持続性がゼロのケース (完全に一時的に生ずるもの) から永続的に生ずるケース (持続性が100%のもの) までの範囲づけが必要とされる (Lees and Shane〔2012〕pp.795~797)。これによって、さらに、企業に生じたある項目がどの程度の水準の持続性を有しているかを、企業の経営者が判断することが必要となる。また、持続性の水準がどの程度であれば、稼得利益に区分され、あるいはその他の包括利益に区分されるのかとい

うことを決定することも必要となってくる。このような必要条件を十分に確定した場合においても、持続性の程度は、産業間や企業間で異なる可能性がある（Lees and Shane [2012] p.797）ことから、純利益とその他の包括利益は比較可能性を欠如させるという問題が存在することとなる。

(2) の事業の核として生じたか否かによって、純利益とその他の包括利益を分類する場合においては、核として生じたものを純利益に、それ以外のものをその他の包括利益に分類することとなる。この場合には、まず、核となる事業についての一般的な定義が存在せず、何が事業の核となる活動に該当するかは定義が決定されなければならない。この定義を決定するということに関しても、異なる産業間やともすれば、同種の産業内においても異なる企業間で、その環境の相違によって、核となる事業が異なる可能性がある（Lees and Shane [2012] p.798）。したがって、事業の核となる活動を一義的に決定することは困難であると考えられる。また、たとえ事業の核を定義づけたとしても、経営者の裁量や適用の乱用によって、純利益とその他の包括利益の比較可能性は失われることとなる。

(3) の経営者による合理的な統制が可能か否かによって、純利益とその他の包括利益を分類する場合においては、合理的な統制が可能なるものを純利益に、それ以外のものをその他の包括利益に分類することとなる。具体的に、統制可能なものは、営業費用あるいは収益の水準などに加えて、ヘッジによる利得あるいは損失または外貨換算の変動の結果主ずる利得あるいは損失でさえも、統制可能となりうるとされる（Lees and Shane [2012] p.799）。このことから、統制可能か否かを決定すること自体に、そもそも高い主観性が存在している。さらに、その決定に関しては、産業間や同種の企業間においても、全く異なる可能性があるという問題がある。

(4) の資産あるいは負債の再測定から生じたか否かによって、純利益とその他の包括利益を分類する場合においては、再測定から生じたものをその他の包括利益に、それ以外のものを純利益に分類することとなる。また、再測定とは、資産あるいは負債の正味の帳簿価額を増加または減少させ、かつ以下の結果から生じ、包括利益において認識される金額であるとされ、具体的に、以下の事象とされる（IASB [2010] Appendix A – Defined terms）。

① 時価あるいは現在価格（あるいは実現価値）の変動

② 時価あるいは現在価格の見積額の変動

③ 資産あるいは負債の帳簿価額と測定するために用いられるすべての見積あるいはその方法の変更

これら①～③は、公正価値自体の変動と見積額自体の変動とに大別され、見積額自体の変動は、見積の前提や見積方法の変更にさらに分類することができる。公正価値自体の変動は、市場価格の変動や資産あるいは負債が企業外部の環境の変化に起因する価値の変動であると考えられるのに対して、見積の前提あるいは見積方法の変更は、企業の経営者自体により決定される企業内部の環境変化に起因する金額決定方法の変更であると考えられる。

このように、再測定については、企業の外部環境の変化あるいは内部環境の変化に起因して生ずるものに大別されることとなるが、それらは、資産あるいは負債に関する金額の割り当て直しと考えることができる。

再測定により生ずるものをその他の包括利益とし、それ以外のものを純利益へと分類することについては、その分類について、主観性を減少させることとなり、単純にその線引きをも行うことが可能となる（Lees and Shane [2012] p.800）。したがって、上述した(1)～(3)による分類は、純利益とその他の包括利益を分類することについて、主観性や裁量性が介在することとなる。これらの分類によれば、純利益ないしはその他の包括利益に関する利益調整が行われる余地を存在させる可能性があるけれども、再測定を分類の指標にする場合には、そのような利益調整の余地を大幅に減少させることが可能となる。

さらに、再測定を分類の指標とする場合には、利益の持続性の程度をも大きく組み込むことが可能となるとされる。つまり、前述した企業外部の環境変化に起因する市場価格自体の変動は、ランダムウォークな動きをすることから、一時的なものとなり、その変動額に応じて生ずるその他の包括利益についても、ランダムに変動する一時的に生ずるものに該当する（AAA's Financial Accounting Standards Committee [1997] p.124）こととなる。したがって、再測定以外のものに含まれることとなり、純利益は、一般的に、持続性が高くなると考えてよいであろう。

以上の検討により、純利益とその他の包括利益を分類する指標としては、再測定によるか否かということをもメルクマールとして分類することが妥当であると考えることができよう。再測定という用語に着目すると、その前提には、資産あるいは負債の存在が欠かさない。つまり、再測定の対象となる資産あるいは負債が存在

しなければ、そもそも再測定自体を行うことはできない、あるいは再測定を行う必然性はなくなる。したがって、再測定を分類の指標とする場合には、資産あるいは負債の現時点での実態を明らかにすることが主たる目的とされ、再測定によって生ずるその他の包括利益は、複式簿記を採用する以上、必然的に生じざるをえないものであるという位置づけとなる。

そのため、再測定の結果生ずるその他の包括利益は、資産あるいは負債を再測定した結果生ずる補足情報であり、純利益に追加される1つの開示項目という位置づけにならざるをえない。それは、非資金損益項目あるいは会計発生高のような損益計算の精緻化の原因あるいは過程を示すものではなく、かつ損益計算の延長線上にあるフロー項目とも考えることはできない。つまり、その他の包括利益は、純利益に対して付加される補足情報としての役割を有すると考えることができる。このように考えるのであれば、その他の包括利益は、純利益と資産と負債の差額である純資産との調整項目としての機能を有することになる。

以上の議論を図示すれば、[図表4]のとおりとなる。

以上の検討から、純利益からみた非資金損益項目あるいは会計発生高の機能は、損益の精緻化の原因あるいは過程を明らかにすることであり、反対に、利益としての現金実在高からは、規則的配分や対応概念を通じ、経営者の私的情報や意図を純利益に積極的に反映していこうとする意味が存在していることが明らかとなった。

他方、純利益からみたその他の包括利益の機能は、資産あるいは負債を公正価値で測定し、それらの実態を明らかにした結果として生ずる純資産額の変動と純利益と調整することであることが明らかとなった。

以下では、現金実在高（ないしはキャッシュ・フロー）、純利益および包括利益の3つの関係について、考察した上で、純利益の機能について検討する。

4. 各利益概念の関係性と純利益の機能

ここまで、純利益を中心として、純利益と非資金損益項目あるいは会計発生高の関係性は、損益計算の精緻化の原因あるいは過程を示すことに求められ、純利益とその他の包括利益の関係性は、純利益と純資産を調整し、純利益に追加的な補足情報を与えることに求められた。以下では、キャッシュ・フロー、純利益と包括利益のそれぞれの関係性と純利益に求められる機能について検討する。

そこで、まず、包括利益が将来のキャッシュ・フローを予測するために、有用な情報を提供するのであれば、過去の包括利益とそれに結びつく将来のキャッシュ・フローには、何らかの関係性があるはずである。

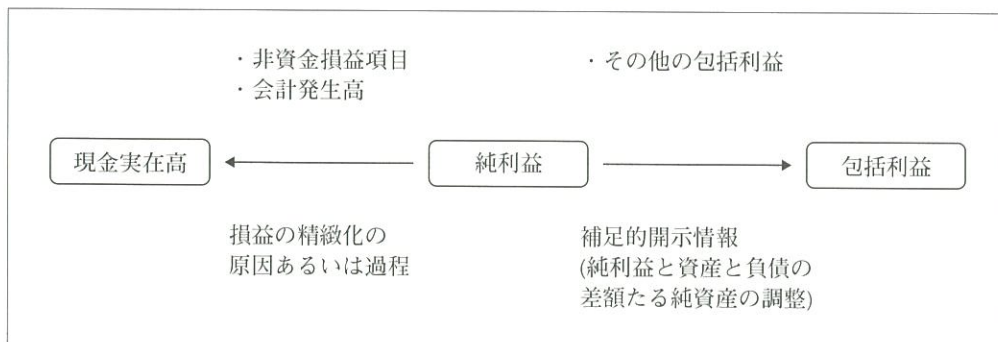
このことを検討するために、以下のような前提を考えてみたい。

- (1) t0期からt5期までの6期間を想定する。
- (2) t1期において生じた包括利益のうちその他の包括利益がt0期からt6期のいずれの期において影響を生じさせるかを考察する。
- (3) さらに、t2期において生じた純利益がt0期からt6期までのいずれの期において影響を生じさせるかを考察する。

このような考察を行う上での前提を図示すれば、[図表5]のとおりとなる。

また、このような前提から明らかになることは、以下のとおりとなる。

〔図表4〕 会計発生高とその他の包括利益が純利益との関係において果たす機能



出所) 筆者作成

- (4) t1期において生ずるその他の包括利益は、t2期以降の純利益に影響を与えるものであり、包括利益が生じる以前の期であるt0期の純利益やキャッシュ・フローには影響を与えないものとなっている。
- (5) t2期において生ずる純利益は、①t1期以前のキャッシュ・フローに影響を与えたもの、②t2期のキャッシュ・フローに影響を与えるものおよび③t3期以降のキャッシュ・フローに影響を与えるであろうものの3つに分解することができる。
- ① t2期以前のキャッシュ・フローに影響を与えたものは、支出未費用項目たる固定資産の減価償却や棚卸資産の売上原価であり、収入未収益項目たる前受金が該当する。
- ② t2期のキャッシュ・フローに影響を与えるものは、現金収入が即時に収益となるケースあるいは現金支出が即時に費用となるケースが該当する。これは、現金主義会計における収益あるいは費用の認識および測定と同様となっている。
- ③ t3期以降のキャッシュ・フローに影響を与えるであろうものは、費用未支出項目たる引当金の計上、支出未費用項目たる仕入債務あるいは収益未収入項目たる売上債権が該当する。さらに、売買目的有価証券の評価損あるいは評価益が該当し、かつt1期において計上されたその他の包括利益のうち、現金の収入あるいは支出に結びつく部分が該当する。
- (6) また、(4)と(5)の検討から、包括利益と純利益の影響の及ぼし方に関し、包括利益から純利益に対してのみ影響を与え、純利益から包括利益には影響を及ぼさないと考えることができる。他方、純利益とキャッシュ・フローの影響の及ぼし方に関し、純利益はキャッシュ・フローに影響を与える一方、キャッシュ・フローも純利益に対して影響を与えている。

以上の検討から明らかとなることは、包括利益と純利益の関係は、包括利益の中に純利益という1つの計算対象を含んでいるのに対して、純利益とキャッシュ・フローの関係は、それぞれが相互に影響を及ぼしていることから、純利益の計算とキャッシュ・フローの計算はそれぞれが独立しており、相互に影響を与えあっているものであると考えることができよう。

さらに、包括利益とキャッシュ・フローの関係性については、t1期のその他の包括利益は、t2期以降のキャッシュ・フローの金額に影響を与えるものであると推測することができる。ただし、t1期においてそ

の他の包括利益に計上されたもののうち、t2期以降のキャッシュ・フローあるいは純利益に結びつかないものも存在している。これは、具体的には、その他有価証券の評価益が時価の下落により、評価損となるケースなどが存在する。

包括利益のみに焦点を充てる場合には、たとえば、t1期において、いったんその他有価証券の評価益として計上された項目が、t2期において、時価の下落により評価損となるのであれば、包括利益は、それぞれの期間における包括利益自体の変動として計算され、期間ごとの利益計算として完結する。つまり、このように考えるのであれば、部分的にはあるが、包括利益の計算は、包括利益自体で完結し、純利益の計算やキャッシュ・フローの計算とは完全に切り離されていることが明らかとなる。

さらに、包括利益は、それ自体で完結かつ独立していることから、たとえ、純利益およびキャッシュ・フローに影響を与える包括利益についても、それらに影響を与える期間の範囲を明確に示すことができない。このことは、包括利益の項目を純利益やキャッシュ・フローに帰属させるタイミングは、特に純利益を示すというプロセスを置く限り、経営者が決定するタイミングによって決定されることとなる。

具体的には、t1期において生じた包括利益のうち、その他の包括利益は、t2期以降のいずれの期間において実現（キャッシュ・フローの流入あるいは流出として確定）し、かつt2期以降のいずれの期間においてキャッシュ・フローとなるのかが実際のところ不明である。このように考えた場合、その他の包括利益には、将来のキャッシュ・フローを予測する能力がそもそも備わっていないと考えることができよう¹⁴。

その他の包括利益ないしそれを含んだ包括利益自体に有用性が認められないという実証分析の結果¹⁵は、このことを示していると考えられる。この場合、その他の包括利益自体に有用性があるわけではなく、資産あるいは負債の公正価値に関する情報自体に有用性があるとみることができる。

つまり、その他の包括利益自体に意味はなく、特に、資産あるいは負債を公正価値で評価することに目的があると考えることができる。これによれば、公正価値評価された資産あるいは負債は、直接的に将来のキャッシュ・フロー、つまり将来のキャッシュ・インフローあるいはアウトフローに結びつくことから、投資者は、当該資産あるいは負債を有する企業のキャッシュ・フローの獲得額を想定することが可能となる。しかし、

上述したように、その他の包括利益自体には、キャッシュ・フローが実際にどの時点において企業に流入あるいは流出するのかが、明らかにされない。たとえ、その他の包括利益が最終的にキャッシュ・フローに結びつくものであっても、それは将来のキャッシュ・フローの一部しか反映していない。

これに対して、公正価値評価された資産あるいは負債は、将来のキャッシュ・フローの全額が示されることとなる。したがって、公正価値で評価された場合における財政状態は、実際のキャッシュ・インフローあるいはアウトフローを確定しないけれども、正味の将来キャッシュ・フローの獲得能力が示されることとなり、貸借対照表において示される資産、負債および資産と負債の差額である純資産は、投資者にとって直観的に理解しやすいものとなる。

このことから、包括利益とキャッシュ・フローの関係性は、「①資産と負債の公正価値評価→②将来のキャッシュ・インフローあるいはアウトフローの金額→③資産と負債の差額としての純資産→④正味の将来キャッシュ・フローの獲得能力→⑤④の期間変動額としての包括利益」というように整理することができる。この場合の包括利益は、正味の将来キャッシュ・フローを示す純資産の変動要因としてとらえられる。正味の将来キャッシュ・フローは、資産あるいは負債の変動により明らかにされ、それには予測が介在する。また、包括利益は、〔図表5〕で明らかにしたように、期間を限定しない現在、過去あるいは将来のキャッシュ・フローを取り込んでいることから、現実には生じ

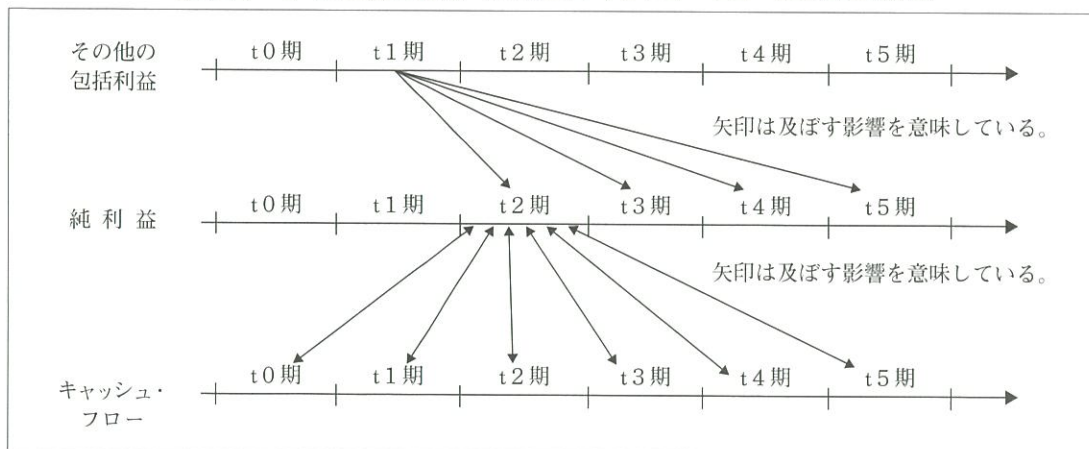
ていないキャッシュ・フローをも含む。現実には生じたあるいは獲得したキャッシュ・フローは、(現金主義会計にもとづく)とされる)キャッシュ・フロー計算書において示される。

このように、包括利益とキャッシュ・フローのみの関係を考える場合には、包括利益の金額が実際にキャッシュ・フローに帰属するかどうかの問題となる。具体的には、いったん計上された包括利益たる評価益が資産あるいは負債の価格変動により取り消され、かつ評価損となるケースでは、当該評価益はキャッシュ・フローに帰属しない。このことから、企業が永続的に活動を行うという前提に立てば、純利益とキャッシュ・フローとの関係性に比して、包括利益とキャッシュ・フローとの乖離の差は、必然的に大きくなると考えることができる。

このことは、包括利益とキャッシュ・フローとの金額についての相関関係が乖離し、両者は全く別の情報を独自の立場から示すという位置づけにならざるをえないことを意味している。つまり、包括利益とキャッシュ・フローとの関係性は存在せず、〔図表5〕に示すように、貸借対照表の現金の期間変動を示すものがキャッシュ・フロー計算書であり、それよりも範囲が大きく、資産と負債の期間変動およびそれらの差額としての純資産の期間変動を示すものが包括利益計算書となる。このことから、包括利益とキャッシュ・フローを関連づけることは困難となろう。

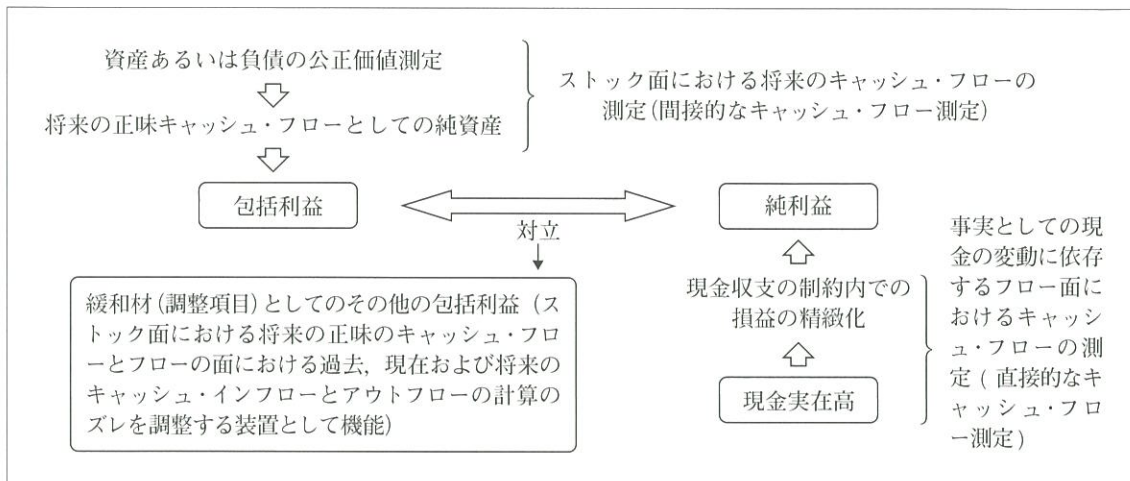
資産あるいは負債を公正価値評価した結果、複式簿記にもとづいて、クリーンサープラス関係を保つ場合

〔図表5〕 その他の包括利益、純利益とキャッシュ・フローの影響の関係性



出所) 筆者作成

〔図表6〕 各利益概念の関係性



出所) 筆者作成

には、必然的に包括利益が算定される。しかし、包括利益自体は、直接的にキャッシュ・フローと結びつかない構成要素があることから、現金収支額に帰属する点で、現金収支額に親和性のある純利益を示すことが必要とされる。その調整弁として、その他の包括利益が利用されている。

つまり、その他の包括利益は、資産あるいは負債を公正価値評価し、将来の正味キャッシュ・フローを示す純資産の期間変動により算定される包括利益を示すと同時に、伝統的に、現金収支額を基礎とし、過去、現在および将来のキャッシュ・インフローとアウトフローの差引によって求められる純利益を表示するための緩和剤としての機能を有し、その他の包括利益自体を明確に定義づけることは困難であると考えられる。したがって、純利益こそ、積極的な定義づけが与えられ、利益計算の基点としての位置づけが明らかにされるべきであろう。

また、包括利益と純利益は、両者共に、キャッシュ・フローという用語のみに着目した場合には共通性が存在するが、その実質的な内容は異なっている。つまり、包括利益におけるキャッシュ・フローは、将来に生ずるであろうと見込まれるキャッシュ・フローであり、事実としてのキャッシュ・フローに依存していないという点で、間接的なキャッシュ・フローの測定であると考えられる。他方、純利益におけるキャッシュ・フローは、過去、現在および将来において、事実としてのキャッシュ・フローに依存するという点で、

直接的なキャッシュ・フローの測定であると考えられることができる。

以上の検討により、純利益には、事実としてのキャッシュ・フローに依存する直接的なキャッシュ・フローの測定を示し、かつキャッシュ・フローの獲得プロセスを明らかにする機能がある。このことによって、純利益こそが企業の事業活動についての業績指標となると考えることができる。これらの検討は、〔図表6〕のように示される。

おわりに

本稿では、利益概念が拡張し、2つに分化された企業の事業活動の業績指標としての包括利益と純利益について、キャッシュ・フローないしは現金実在高との関係性から検討を行った。

この検討から明らかになったことは、第1に、歴史的な視点から利益概念の展開をみた場合には、純利益から利益の実在性を表す現金実在高の計算へ向かう展開と純利益の計算では開示することのできなかった資産あるいは負債の公正価値測定に伴う包括利益の計算へ向かう情報の拡張という2つの方向性が存在し、これらの展開は、いずれも純利益がその計算の基点となるものであった。

第2に、純利益からみた非資金損益項目あるいは会計発生高の機能は、損益の精緻化の原因あるいは過程を明らかにするものであり、その他の包括利益の機能

は、資産あるいは負債を公正価値で測定し、それらの実態を明らかにした結果として生ずる純資産額の変動と純利益と調整するものであった。

第3に、包括利益計算とキャッシュ・フロー計算の関係性をみる場合には、包括利益が直接的にキャッシュ・フロー計算に結びつかないことから、包括利益とキャッシュ・フローとの金額についての相関関係が乖離し、両者は全く別の情報を独自の立場から示すという位置づけにならざるをえないと考えることができた。

この点から、包括利益におけるキャッシュ・フローは、将来に生ずるであろうと見込まれるキャッシュ・フローであり、事実としてのキャッシュ・フローに依存していないという点で、間接的なキャッシュ・フローの測定であると考えることができた。純利益におけるキャッシュ・フローは、過去、現在および将来において、事実としてのキャッシュ・フローに依存するという点で、直接的なキャッシュ・フローの測定であると考えることができた。

直接的なキャッシュ・フローの測定は、(1) 事業活動の目的であるキャッシュ獲得の原因を示すこと、(2) 現金の変動にもとづくキャッシュ・フローは事実であり、利益の実在性を検証する鍵となること、(3) 収支の計算は支出を自前の収入で賄うということが現実的な感覚における企業行動であること、(4) キャッシュ・アウトフローたる支出額は事業への投資額であり、それを超えて回収(キャッシュ・インフロー)された余剰である投下資本の回収余剰計算の側面からの整合性があることにより、一定の合理性を認めることができる。したがって、純利益は事実としてのキャッシュ・フローに依存する直接的なキャッシュ・フローの測定を可能にし、キャッシュ・フローの獲得過程を明らかにすることにより、企業の事業活動についての業績指標を示していることを明らかにした。

このことから、純利益概念こそが、利益計算の基点としての合理性をもつこととなるが、純利益を利益計算の基点とした場合におけるキャッシュ・フローと包括利益との関係性の実態分析については、他日を期したい。

〔注〕

1 なお、純利益、その他の包括利益および包括利益の国内および海外における会計上の詳細な取扱いについては、吉田〔2011〕81～96頁を参照のこと。

2 ただし、IASB〔2015〕para.7.21.、企業会計基準委員会訳〔2015〕71頁においては、純損益計算書(従来の純利益をボトムラインとする損益計算書)に含められる収益および費用が企業の財務業績に関する情報の主要な情報源であるとしているが、IASB〔2015〕para.BC7.40.、企業会計基準委員会訳〔2015〕87頁では、財務業績に関する深い理解のためには、その他の包括利益に含められたすべての収益および費用の分析が必要であることが指摘されている。このことから、IASBは、純利益が主要な財務業績となるとは明言しているけれども、企業業績の中心となる利益が純利益かあるいはすべての収益および費用を含んだ包括利益となるかについては明言を避けていると考えることができよう。

3 渡邊〔2008〕179および194頁によれば、株主の最大の関心事は、発生主義会計にもとづいて計算された純利益に相当するだけの現金資金が手元にあるかどうかであり、純利益が現実に現金で裏付けされているかどうかの保証を求め、そのような純利益の欠陥を補完するために、キャッシュ・フローの計算が生み出されてきたことを指摘している。また、キャッシュ・フロー計算の萌芽となる資金計算書が生み出された背景については、渡邊〔2005〕159～187頁を参照のこと。ここでは、ダウラス製鉄会社(Dowlais Iron Company)を取り上げ、発生主義会計による利益の行く先を解明するために、資金計算書が生み出されたことを明らかにしている。したがって、歴史的な観点によれば、現金主義会計にもとづくキャッシュ・フローの計算は、発生主義会計による利益計算よりも後のことであると考えられる。ただし、黒澤〔1964〕71～73頁においては、古い会計慣習として現金主義会計が用いられてきたが、取引条件や資産および資本構成が複雑になった近代においては、現金主義会計が期間損益決定の尺度として次第に役に立たなくなり、債権債務確定主義(ないしは半発生主義)を経て、発生主義会計へと転換したことを指摘している。なお、本稿では、複式簿記がそもそも債権や債務を記録することを目的として生み出されたものであることを強調し、その成立当初から発生主義による会計が行われていたと考えたい。ただし、減価償却などの会計処理については、18世紀の産業革命以後に会計実務として定着していることが明らかとなっているこ

とから、複式簿記の成立当初において、現在の発生主義が行われてはいないという点には、注意されたい。

- 4 Newberry [2003] p.328では、純資産は投資された金額とその後の配当や配当に利用可能な金額とに区別することであるとされるが、投資された金額に関しては、どのような方法で生じようとも、持分（あるいは純資産）であり、かつ利益であり、保有株の割合に応じて投資者に帰属するものであるとされる。したがって、ここでは、企業内に存在する資産と負債の差額である純資産（利益を含む）の具体的な実在形態は問われておらず、企業の純資産あるいは持分のうちの程度の割合が各投資者に帰属することとなるかに焦点が充てられ、純資産あるいは持分が計算されることに主眼が置かれていると考えることできる。
- 5 なお、IASB [2008] para.4.46.企業会計基準委員会訳 [2008] 89頁では、キャッシュ・フローの計算から始まるように示されているのは、キャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書へと調整する方が理解可能性を高めるためであるとしている。したがって、キャッシュ・フロー、純利益あるいは包括利益のいずれが計算の出発点あるいは到達点であるかということやいずれの利益概念が中心となるべきかについては、言及していない。
- 6 この点に関して、Bezold [2009] p.7では、正味のキャッシュ・インフローは、キャッシュ・インフローからキャッシュ・アウトフローを差引いたものであるとし、フローの側面から、正味のキャッシュ・インフローが計算されることを指摘している。
- 7 森田 [1980] 115～116頁では、利益の計算に関して、実現の観点から検討を行っている。そこでは、分配可能利益と業績表示利益を対立させて検討を行っている。分配可能利益は、利益の確実性は高度なものでなければならないが、業績表示利益はある程度の容認しうる確実性が要求されるとしている。ここでいう分配可能利益を、純利益の計算過程における現金実在高により近い利益概念とし、業績表示利益を、純利益の計算過程における、包括利益により近い利益概念ととらえた場合、それぞれの確実性の程度が異なることになる。ここでいう確実性について、キャッシュ・フローないしは現金収支への依存度と解釈した場合、分配可能利益にも業績表示利益にも、一定程度の確実

性が備わっているべきであることが明らかとなる。このような一定程度の確実性を備えている利益概念こそが純利益であると考えられることができる。

- 8 なお、この点について、FASB [1978] para.44.広瀬・平松訳 [2002] 33頁では、発生主義会計は、資源および企業活動に費やされた現金が当該企業にさらに多くの（または少ない）現金として回収されるプロセスに関連しているのであって、そのプロセスの最初と最後だけに関連しているわけではないことを指摘しており、発生主義会計は、投下された現金が現金として再び回収されるプロセスのすべてに現金が関連していることが指摘されている。このことから、発生主義会計においても、現金の変動たるキャッシュ・フローが常に意識されており、強い親和性があると考えられることができよう。
- 9 会計発生高のモデルについては、Healy [1985] 以後においても、その精度を高めた様々なモデルが開発され、実証分析のツールとして活用されているが、本稿では、会計発生高のモデル自体を研究することを目的としているわけではないため、Healy [1985] 以後のモデルについては検討を行っていない。なお、Healy [1985] 以後の様々なモデルの検討については、須田 [2000] 239～241頁を参照のこと。
- 10 なお、稼得利益は、厳密に言えば、純利益とは若干異なる利益概念であるが、ここではさしあたり、稼得利益と純利益は同様の利益概念であることを前提に議論を進める。
- 11 なお、若林 [2009] 38～39頁においては、純利益とキャッシュ・フローの関係に際して、非資金損益項目あるいは会計発生高は、経営者が情報を加工して利益数値を算定するというプロセスを通じて、キャッシュ・フロー計算には含まれない経営者の私的情報が反映されるとしている。ここでいう経営者の私的情報は、経営者の意図が明確に反映されることを意味している。
- 12 Lees and Shane [2012] は、その他の包括利益とその他の要素に関し、包括利益と純利益とに配分するためのいくつかの属性について検討を行っている (Lees and Shane [2012] p.789)。
- 13 なお、IASBの概念フレームワークの見直しについての討議資料であるIASB [2013] para.8.37.企業会計基準委員会訳 [2013] 168～170頁におい

ては、その他の包括利益となる属性について、(1) 未実現であるもの、(2) 非反復的であるもの、(3) 営業外であるもの、(4) 測定の不確実性が大きすぎるもの、(5) 長期的に実現されるであろうものおよび(6) 経営者の統制外であるものの6つの属性について検討を行っている。

- 14 齋藤 [2015] 23頁では、有価証券について、価格に時系列の相関がなく、時価の変動によって将来の成果を予測できないことを指摘している。また、特別損益項目とその他の包括利益の価値関連性、持続性および予見価値に関して、実証分析を行ったJones and Smith [2011] は、その他の包括利益の損益、特別損益項目、特別損益控除前の純利益およびキャッシュ・フローのすべてに価値関連性があるが、その他の包括利益の価値関連性は、特別損益項目、特別損益項目控除前の純利益およびキャッシュ・フローのそれに比し、著しく小さいものであることを明らかにしている。さらに、特別損益項目は、持続性がゼロ（すなわち、一時的なもの）であることが示され、対照的に、その他の包括利益は、一時的なものではないが、負の持続性があること（すなわち、その他の包括利益の一部については、時の経過によって反転すること）が明らかにされている（Jones and Smith [2011] pp.2048~2049）。このことから、その他の包括利益については、利益項目として計上されていたものが、その後、損失項目となる可能性があることが明らかとなる。さらに、後述するように、利益項目として計上されていたその他の包括利益が損失項目となる場合、キャッシュ・インフローには結びつかず、包括利益とキャッシュ・フローは直接的には結びつかないことが明らかとなる。
- 15 その他の包括利益が将来の業績予測について、追加的な能力をもつか否かは、年度によって分析結果が異なり、明確な傾向を指摘することができないとされている（若林 [2009] 64頁）。

[引用文献]

American Accounting Association (: AAA) 's Financial Accounting Standards Committee [1997] An Issues Paper on Reporting Comprehensive Income” , *Accounting Horizons*, Vol.11, No. 2 , pp.120~126.

Bezold ,A [2009] *The Subject Matter of Financial*

Reporting : The Conflict between Cash Conversion Cycles and Fair Value in the Measurement of Income, Columbia Business School.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1978] *Statements of Financial Accounting Concepts ,No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB. 平松一夫・広瀬義州共訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社).

Healy, P.M [1985] The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 7, pp.85~107.

International Accounting Standards Board (: IASB) [2008] *Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, IFRS Foundation., 企業会計基準委員会訳 [2008] 『ディスカッション・ペーパー 財務諸表の表示に関する予備的見解』企業会計基準委員会.

IASB [2010] *Staff of Exposure Draft, IFRS X Financial Statement Presentation*, IFRS Foundation.

IASB [2013] *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation., 企業会計基準委員会訳 [2013] 『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し』企業会計基準委員会.

IASB [2015] *Exposure Draft , The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation., 企業会計基準委員会訳 [2015] 『公開草案 財務報告に関する概念フレームワーク』企業会計基準委員会.

Jones ,D.A and Smith ,K.J [2011] Comparing the Value Relevance, Predictive Value, and Persistence of Other Comprehensive Income and Special Items, *The Accounting Review*, Vol.86 No. 6 ,pp.2047~2073.

Lees ,L.L and Shane , P.B [2012] Academic Research and Standard-Setting : The Case of Other Comprehensive Income, *Accounting Horizons*, Vol.26 No. 4 , pp.789~815.

Newberry ,S [2003] Reporting Performance : Comprehensive Income and its Components , *ABUCUS* , Vol.39 No.3 , pp.325~339.

Nobes ,C and Robert , P [2010] *Comparative*

International Accounting, Eleventh Edition,
Pearson Education Limited.

- 黒澤清〔1964〕『<改訂増補版>近代会計学』春秋社。
斎藤静樹〔2015〕「なぜ、いま利益の概念が問われるのか」『企業会計』第67巻第9号、16～24頁。
須田一幸〔2000〕『財務会計の機能』白桃書房。
辻山栄子〔2013〕「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』第434号、477～508頁。
福井義高〔2008〕『会計測定の再評価』中央経済社。
森田哲彌〔1980〕「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』第83巻第1号、108～117頁。
吉田武史〔2011〕「その他の包括利益の概念に関する一考察－当期純利益とその他の包括利益の関係性を中心として－」『横浜商大論集』第45巻第1号、80～121頁。
若杉明〔1986〕「発生主義会計とその効果」『産業経理』第46巻第1号、1～11頁。
若林公美〔2009〕『包括利益の実証研究』中央経済社。
渡邊泉〔2005〕『損益計算の進化』森山書店。
渡邊泉〔2008〕『歴史から学ぶ会計』同文館出版。

不完全性定理をよりどころにした人工知能の
発展可能性に関する考察

高橋 信行

